



広報おもの

【主な内容】

新年のご挨拶.....2~5
 国営かんがい排水事業「横手西部地区」について.....6~7
 国営かんがい排水事業「成瀬皆瀬地区」について.....8~9
 県営かんがい排水事業「沼館地区」について.....10~11
 県営事業について.....12~13
 ほ場整備事業、農地耕作条件改善事業(定額)について14~15
 多面的機能支払交付金事業について.....16
 土地改良区からのお知らせ.....17~18

発行日/令和6年1月1日

発行所/水土里ネット雄物川筋

秋田県雄物川筋土地改良区

秋田県横手市平鹿町醍醐字浅舞山13-74

TEL(0182)32-2244

FAX(0182)32-2225

URL:<http://omonotokai.sakura.ne.jp>

受益面積	組合員数
10,529ha	6,271人



令和5年度委員研修(成瀬ダム)

謹賀新年

秋田県雄物川筋土地改良区

理事長 柿崎 幹夫

副理事長 (第一) 高橋 良一

副理事長 (第二) 佐藤 賢一

理事 高橋 順稔

理事 高橋 郎

理事 近藤 親茂

理事 伊藤 隆志

理事 高橋 昭

理事 菅原 孝

理事 須藤 彦

理事 近藤 明彦

理事 高橋 孝

総括監事 高橋 利光

監事 千田 幸咲

監事 高橋 敬悦

農事組合法人成友会 代表理事



新年のご挨拶

秋田県雄物川筋土地改良区

理事長 柿崎 幹夫

明けましておめでとうございます。

組合員の皆様には健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より当改良区の事業につきましては特段のご協力を頂いておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

昨年また全国各地での豪雨災害のニュースが流れました。とりわけ秋田市内を中心とする県北地方の被害には驚かされました。

当改良区でも当日、職員が手分けして管内を見回りましたが、「水路を水がドンドン流れていてまだ余裕がある位大丈夫だった」との報告を受け安堵致しました。

水路を整備しておくことは、ひとり農業の為ばかりではなく社会全体を守る為にもとても大切なことだと改めて痛感致しました。

管内に大きな被害が無くて済んだことは不幸中の幸いだったと思っています。

さて、当改良区で現在関わっている事業について申し上げます。

国営の「横手西部地区」「成瀬皆瀬地区」ともに昨今の諸物価の高騰や工法が具体化したこと等により事業費・工期が大幅に変更されることになりました。

「横手西部地区」については改めて受益者の皆さんから同意を頂かなければならなくなり、この春頃からその手続きに入りますので、どうかご協力下さいます様お願い致します。

また、県営事業については、平鹿地区のほ場整備事業を中心に蛭野・角間川堰、大屋沼寺内地区など概ね順調に進んでいます。

毎年公表される統計の一つに「市町村別農業産出額」というのがあります。嬉しいことに横手市は昨年まで8年連続県内1位となっています。とても誇らしい気持ちですが、これは農家の皆さんをはじめ関係する各機関の方々の努力の賜物だと思います。

先人たちがこの地で農耕を始めたのは、奈良時代の天平宝字年間だと言われています。

それから1200年余りに渡って、先人たちは大変な努力と苦勞を重ねて、荒れ果てた土地を切り開いて耕し、水を引いて少しずつ農耕に適した土地に作り換えてきました。

今では半ば観光地化された「棚田」や黄金色に輝く田園風景はよく「日本の原風景」と呼ばれたりもしています。

しかし、決してもともとそのような風景があった訳ではありません。

先人たちが、そのままでは何の役にも立たない荒地に手を加え、大変な苦勞を重ねて作り上げたのが、いわゆる「日本の原風景」と呼ばれるものなのです。1200年もの間、この地で続けられてきたその「努力」が今でいう「土地改良」だと思ふのです。

私たちはこれからもその時代に合った形での「土地改良」という努力を続けていかなければならないと思っています。

また以前からお知らせしていることではありますが、昨年9月の総代会で定款の一部変更についてご承認頂きましたので、今年7月の役員改選時にはいよいよ女性理事を2名誕生させることになりました。

今までとは違う感覚を取り入れ、多様性が求められているこの時代にうまく対応しながら、土地改良区もまたどう変わっていきけるのかが問われているのだと思っています。

組合員の皆様にもご理解下さいますようお願い致します。

令和8年には私たちが心待ちにしている成瀬ダムが完成する予定です。令和9年から使える水の量が増えることになっていますが、量が増えても水は限りある資源であることに変わりはありません。皆で上手に使ってこそ、管内全域に渡らせることができます。

現在でも下流域には水を十分に確保できなくて不自由な思いをしている地区があります。

上流の方はどうか下流にそういう方々がいることにも思いを馳せて欲しいと思います。

今年も私たち役職員は一丸となってこの地域の農業が発展し、農業産出額を更に伸ばす為の基礎を築いていけるよう全力で頑張る所存です。

組合員の皆様にも尚一層のお力添えをお願い致します。

皆様もどうか健やかに一年を過ごせますように、そして今年こそ穏やかな年でありますように、心から念じて新年のご挨拶と致します。



新年のご挨拶

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

所 長 落 合 弘

新年明けましておめでとうございます。柿崎理事長様を始め、土地改良区の職員、組合員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

また、平素より当事業所で実施しております国営かんがい排水事業「横手西部地区」における工事の実施にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横手西部地区では、昨年度までに改修予定区間のうちおよそ8割の区間が完成しておりますが、これまでの事業費の増加により、土地改良法に基づいた事業計画の変更手続きを行うこととしております。受益のみならずの同意もいただく必要があり、土地改良区の皆様にご協力いただきながら、今年3月には説明会、6月には皆様からの同意の手続きをお願いすることを予定しております。説明会等の機会では、今後の事業を確実に進めてゆくためにも、地域農業の将来に向けたご課題なども含めて、皆様のご意見についても幅広く伺いたいと考えております。今後、手続きや説明会等のご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

昨年を振り返れば、7月の大雨では秋田県内各地で大きな被害がありました。幸い、土地改良区の管内では大きな被害はなく、地区内の排水路も余裕をもって管理ができたと聞いておりますが、県内では、これまでに経験しなかったような被害があったところも多くありました。現在国営事業で改修しております地区内の排水路も、事業計画による計算上は10年に1回の大雨に対応しているものであり、これを超える雨が降ることも考慮して、臨機応変な維持管理を考えた施設の整備を進めてゆく必要があることを改めて認識させられました。

また、夏には一転して高温が続き、横手の8月の平均気温は平年より5℃も高く、猛暑日(最高気温35℃以上の日)も実に23日を数えました。9月に入っても高温は続き、米の作柄にも全国的に影響がでております。このようななかで、当地区の水源の皆瀬ダムの貯水も底をつきかけましたが、土地改良区では取水の制限も行いながらも、9月初めまでのかんがい期間の通水を確保できたと聞いております。昔から日照りに不作なしと言われますが、かんがい用水は、最低限の水を確保することがその命題であり、水不足の年の水争いや番水などの厳しい水管理も、少ない水の配分のための苦勞であったと思います。一方、稲の高温対策の一つは、かんがい用水のかけ流しであるとされています。しかし、水利権で確保されている水量は、成瀬ダムの完成後でも、かけ流しまでは想定されておらず、このような水の使い方がどれだけできるのか、今年の利用の実態など検証してゆく必要があると思っております。

また、農政の動きとしては、農林水産省では、食糧・農業・農村基本法の改正に向けた議論が進められ、この中では、食料安全保障の確保が大きな課題とされております。豊かな生産基盤を持つこの地域には、大きな役割が期待されていると思いますが、安定した農業生産のためには、農地のほかに、資材やエネルギーの確保も不可欠で、地域の資源を有効に活用することは重要な視点です。もう既に、様々な資材や燃料の高騰が現実のものとなっていますが、かんがい用水の供給についても、揚水ポンプにかかる経費の増加などを踏まえて、今後の水管理にはエネルギーの有効利用の視点もますます重要になってくると思われまます。

以上は一例ではありますが、今後、様々な環境の変化への対応が必要となってくることを実感した一年であり、国営事業についても、常に環境や社会情勢の変化を考慮しながら進めてゆきたいと考えております。

最後になりましたが、本年も円滑な事業の推進のため引き続きご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとりまして実り多き一年になること、併せて皆様のご多幸とご健勝を心から祈念致しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

東北農政局平鹿平野農業水利事業所
成瀬皆瀬農業水利事業建設所

所 長 畠 山 順

新年明けましておめでとうございます。

柿崎理事長様をはじめ、組合員の皆様におかれましては、よき新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。また、日頃より農業農村整備事業の推進並びに「成瀬皆瀬地区」における事業の実施に際し、特段のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

昨年、県内では、7月には豪雨災害に見舞われ秋田県北部、秋田市を中心に大きな被害となりました。また、夏季には異常高温に見舞われ作物が生育障害となり、秋季にはクマが人や農作物等へ追い打ちをかけるなど、非常に厳しい状況であったことを記さない訳にはいきません。被害に会われた皆様に対し、心から心からお見舞いを申し上げます。

さて、国営成瀬皆瀬地区ですが、昨年4月に物価高騰などの影響から「総事業費改訂」作業を行うことに急転換いたしました。一般的に止まらないのが公共事業ですが、これを踏みとどまり確実な設計に見直し必要額の精査の下に予算を確保することが重要との考えに至りました。「急がば回れ」のとおり、皆瀬ダム取水塔の耐震リスクを早期に解消すべく、やむを得ない措置であったと考えております。現在、必要な手続きを鋭意実施中ですが、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

閑話休題。皆様、「かのか」というキノコをご存じでしょうか。汁物に入れると出汁が出て非常に美味しくなりますよね。秋田県内では「ブナカノカ」が店先に並んでいます。しかし、杉林で枯れた杉に真っ白く生えている「スギカノカ」(別名:



スギヒラタケ)は食すると“腎臓に疾患のある人を中心に急性脳症を起こす毒キノコ”と書にあります。これまで普通に食べていましたけれどもね、気を付けましょう。

実務的には、毒キノコの生えないところは美味しいキノコも生えないと言われます。なので、毒キノコを探すと、美味しいキノコが近くにありませんよね。

ことわざには、「茸採った山は忘れられない」がありますよね。ロシアには「キノコと名乗ったからにはカゴに入れ」があるそうです。一度何かを口にしたのなら、それに相応しく行動しなければならない、という意味だそうです。

初々しい新年が始まりました。皆様はどんな「名前」でこの一年をすごすのでしょうか。

足元にある美味しいキノコも見つけられるよう、頑張ってくださいませ。

結びになりますが、秋田県雄物川筋土地改良区のますますのご発展と、組合員の皆様のご多幸とご健勝を心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

秋田県平鹿地域振興局農林部

部長 川原谷 実

新年明けましておめでとうございます。

柿崎理事長様をはじめ、組合員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より本県農林水産行政、とりわけ農業農村整備事業の円滑な推進につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、全国的に自然災害が多発しており、本県においても2年続けて大雨被害に見舞われました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

特に、7月の記録的な大雨では、中小河川の氾濫や内水氾濫により、全県で9千棟を超える住家が被災したほか、広い範囲で農地の冠水や土砂流入が発生し、農地・農業用施設の被害額も、過去最大の78億円に及ぶなど、改めて自然災害の猛威を目の当たりにしたところであります。県としましても、今年の営農に支障を来さないよう、復旧に向けて全力で支援するとともに、農業水利施設の長寿命化対策や、ため池の豪雨・耐震化対策を一層推進し、県土の強靱化に努めてまいります。

さて、県では、農林水産業及び農山漁村の振興に関する基本計画である「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」を策定し、「農業の食糧供給力の強化」や「農山漁村の活性化」などを目指す姿に掲げ、持続可能で効率的な生産体制づくりや安全・安心な地域づくりと施設の長寿命化の推進など、方向性を定めながら各種施策を強力に推進しているところであります。

土地改良分野においては「秋田県農業農村整備実施方針」を策定し、次の3つの方針により施策を展開しております。

方針1：「食料供給力の強化」～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

方針2：「農山村の活性化」～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

方針3：「農村環境の維持・向上」～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

平鹿地域における主な県営事業の取組としては、現在、ほ場整備事業を9地区、水利施設整備事業を8地区、ため池等整備事業を2地区で実施し、農地の大区画化・汎用化等による効率的かつ安定的な農業経営の確立と将来の農業生産を担う経営体を育成するとともに、農業用水の安定的な確保や水利施設の長寿命化、防災・減災対策を推進しております。

また、平鹿地域では初となる農業水利施設を活用した“小水力発電施設”を雄物川筋十文字地区(皆瀬1号幹線用水路)に導入する計画としており、事業採択へ向けた準備を進めているところであります。

今後、更なる平鹿地域農業の発展のためには、地域を担う農業法人等への農地集積・集約の推進、園芸振興施策と連携した高収益作物の取組強化などのほか、自動運転やAI、IoTなどのデジタル技術を活用したスマート農業など、次世代に向けた取組を加速化していかなければなりません。

こうした一連の施策を推進するためには、何よりも生産基盤の強化が不可欠であり、ほ場整備や農業水利施設の更新・整備、ため池等の防災・減災対策は、まさにその礎となる事業となります。地域のニーズにお応えできるよう、産業政策と地域政策の両面を捉えながら尽力いたしますので、今後とも皆様からの力強いご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。

結びに、秋田県雄物川筋土地改良区がますます御発展されますとともに、組合員の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

令和5年度「国営横手西部地区」農業水利事業の実施状況

国営横手西部地区の今年度の主な工事実施状況です。
なお、令和5年度予算は10.3億円です。



・工事名
皆瀬3号幹線用水路
(その13)建設工事

・工事場所
横手市平鹿町浅舞
字蛭野地内他



・工事名
皆瀬3号幹線用水路
(その14)工事

・工事場所
横手市平鹿町浅舞
字小野境地内他



・工事名
石持川幹線排水路
(その11)工事

・工事場所
横手市雄物川町今宿
字高花地内



「国営横手西部地区」の計画変更について

①計画変更に至った経緯

事業着手後の気象条件の変化に伴う施工計画の見直し等により、事業費を変更する必要が生じたため、事業計画の変更をすることとなりました。

②変更計画の概要

(1) 事業費

当初 250億円 → 変更 約439億円

※一般施設（受益面積が千ha未満の区間）分について
地元（農家）負担が11/300生じます。
（負担割合は変更なし。）

(2) 完了年度

当初 令和2年度 → 変更 令和11年度



③計画変更の手続き

令和6年2月頃から土地改良法に基づく手続きを開始し、令和6年度中に確定させる予定です。

確定までの大まかな流れは次のとおりです。

- (1) 地域住民等の意見聴取（概要の公告縦覧）
- (2) 変更計画の概要等の公告・同意徴集
- (3) 変更計画決定の公告縦覧
- (4) 変更計画の審査請求
- (5) 変更計画の確定



同意徴集に向けたお願い

横手西部地区は、排水改良を目的とした事業であり、湛水被害や施設の維持管理の軽減を図ろうとするものです。

上流から下流まで、一体的に整備を進めることにより、地区全体としての排水能力を向上させる事業であるため、計画変更に伴う同意徴集にご理解とご協力をお願いします。

事業変更計画の概要等について、3月上旬に各地域で説明することを予定しています。

説明会の開催日程は後日お知らせいたしますので、多数のご参加をお願いします。

よろしく申し上げます



令和5年度「国営成瀬皆瀬地区」応急対策事業の実施状況

国営成瀬皆瀬地区の今年度の主なる工事実施状況です。
 なお、令和5年度予算は約4.5億円です。



・工事名
 皆瀬3号幹線用水路
 (その3)工事

・工事場所
 横手市平鹿町浅舞
 字八幡小路地内



・工事名
 成瀬1号幹線用水路
 (その5)工事

・工事場所
 横手市増田町増田
 字平鹿地内



頭首工断水のお知らせ

今年度も国営事業・県営事業の水路改修工事のため、令和6年3月31日まで頭首工からの取水を制限しております。

また、改修工事以外の水路でも、水利調整のため水量が減少します。
 湛水被害の防止や通水機能を確保するための大事な工事となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

「国営成瀬皆瀬地区」の計画変更について

①計画変更に至った経緯

皆瀬ダム取水施設改修工事の実実施設計を進める中で、昨今の物価高騰に加え、近年多発する豪雨に伴う仮設規模の見直し等により、工事費が大幅に増嵩することが判明しました。

また、成瀬1号幹線用水路の追加改修工事等を実施していただく為に、事業計画の変更をすることとなりました。

②変更計画の概要

- (1) 事業費
当初 85億円 → 算定中
- (2) 完了年度
当初 令和11年度 → 検討中

現在、事業費の算定中のため金額等を示す事は出来ませんが、幹線用水路工事費のみの1.68%が農家負担となっておりますので、大幅な負担増にはならない見込みです。

③計画変更のスケジュール

- (1) R6.2月 県、市、改良区、共同事業者への説明及び合意
- (2) R6.3月 土地改良区総代会議決
- (3) R6.3月 東北農政局事業管理委員会の同意

皆瀬ダム取水施設改修工事(イメージ図)



県営かんがい排水事業「沼館地区」の事業計画について

①地区の課題と国営事業との連携

本地区の水路は、昭和 40 ～ 62 年にかけて造成されており、老朽化が著しく維持管理に多大な経費と労力を要しております。

国営横手西部地区で石持川幹線排水路の改修が進んでいる事から、本事業で一体的に改修する事で湛水被害を防止すると共に維持管理の軽減と上流部からの用水確保を目的に事業採択に進みたいと思います。

位置図及び計画概要



②事業概要

- | | | | |
|----------|---------|----------|-------------|
| (1) 総事業費 | 24.6億円 | (3) 事業工期 | R6～R18 |
| (2) 受益面積 | 848.3ha | (4) 主要工種 | 用排水路 5,647m |

③事業負担割合

国 50% 県 29% 市 10% 地元 11%

④今後のスケジュール

- (1) R6. 1月中旬 地元説明会
- (2) R6. 1月下旬 計画概要公告
- (3) R6. 1月下旬 同意徴集
- (4) R6. 2月下旬 施行申請
- (5) R6. 5月中旬 事業計画確定



⑤地元説明会日程

開催日時

令和6年1月17日(水) 14:00～

説明会場

雄物川コミュニティセンター
1階 ホール

水路の機能向上と維持管理費軽減のためにも、事業申請に伴う同意徴集にご理解とご協力をお願いします。

水路の現況と計画

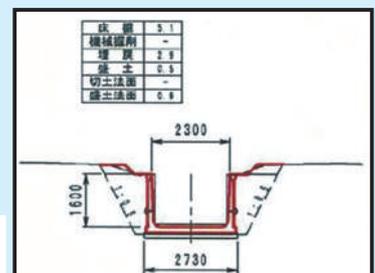
水路の劣化



現場打構造物の劣化



現況：張りブロック (B1.3～2.9m, H0.9～1.4m)
計画：大型フリューム (B1.2～2.4m, H1.2～1.6m)



現況断面 (現場打ち水路)



(イメージ)

計画断面(大型フリューム)



県営小水力発電施設整備事業「雄物川筋十文字地区」の事業計画について

①目的と特徴

皆瀬1号幹線用水路の岩崎分水工の高低差を利用して水力発電施設を設置し、電力売電で得た収益を土地改良施設の維持管理費に充当して、賦課金の軽減を図ることを目的としております。

他にも二酸化炭素をほぼ排出しないクリーンな再生可能エネルギーを供給しながら環境保全を図れると共に、横手市と災害協定(予定)を結び、災害時の電力供給による地域貢献を計画しております。



位置図及び計画概要

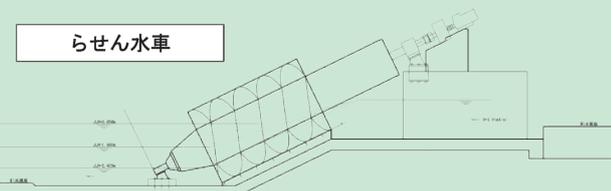


②事業概要

工期: R6~R9
総事業費: 402百万円
補助率: 国: 55%、県25%、市10%
主要工事: 発電用水路、らせん水車1基



らせん水車



③発電計画

発電流量: 3.0m³/s程度
(水利権 4.0~30.3m³/s)
発電日数: 最大350日
落差: 0.856~2.493m
発電出力: 41.5kW(最大)
年間発電電力量: 約29万kWh
売電による年間の収益額: 3,169千円
(売電収入7,539千円-維持管理費4,370千円)

※参考値。取水量等その他の条件により変動します。

令和5年度 県営農業農村整備事業の実施状況



・「蛭野・角間川堰地区」
県営かんがい排水事業

- ・事業量 排水路617m
- ・事業費 270,480千円
- ・工事場所
横手市大雄字折橋地内

※今年度に事業費及び事業量の増高により計画変更が予定されています。

・「横手西部地区」
県営かんがい排水事業

- ・事業量 排水路333m
(五郎兵衛排水路)
- ・事業費 240,000千円
- ・工事場所
横手市雄物川町谷地新田
字菅原地内



・「大屋沼寺内地区」
県営ため池等整備事業

- ・事業量 排水路606m
- ・事業費 498,000千円
- ・工事場所
横手市平鹿町醍醐
字飛池地内

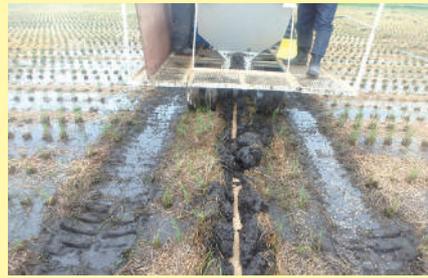


・「開三ヶ村地区」
県営基幹水利施設ストック
マネジメント事業

- ・事業量 ポンプ電気施設一式
- ・事業費 138,180千円
- ・工事場所
横手市雄物川町西野
字土手ノ上地内



令和5年度 県営ほ場整備事業の実施状況



- ・「田ノ植地区」
県営農地集積加速化
基盤整備事業
- ・補助暗渠 61.1ha
補完工 一式
- ・事業費 95,000千円

- ・「平鹿高口地区」
県営農地集積加速化
基盤整備事業
- ・補助暗渠 2.0ha
補完工 一式
- ・事業費 22,500千円



- ・「浅舞北部地区」
県営農地集積加速化
基盤整備事業
- ・暗渠排水 87.1ha
補助暗渠 9.9ha
換地土地評価等
- ・事業費 601,100千円

- ・「下福田地区」
県営農地集積加速化
基盤整備事業
- ・補助暗渠 30.1ha
換地計画書作成等
- ・事業費 41,000千円



- ・「平鹿蟹沢地区」
県営農地中間管理機構
関連ほ場整備事業
- ・面工事 38.1ha
一時利用地指定等
- ・事業費 625,000千円

- ・「朴田荒処地区」
県営農地中間管理機構
関連ほ場整備事業
- ・面工事 20.5ha
一時利用地指定等
- ・事業費 323,400千円





- ・「下吉田地区」
県営農地中間管理機構
関連ほ場整備事業
- ・実施設計
従前地土地評価等
- ・事業費 94,000千円

※調査計画地区

地区名	受益面積	採択目標年度	実施状況
中吉田	120.0ha	令和8年度	・調査計画業務 ・農地中間管理権設定 ※調査計画2年目

※実施に向けての調査地区

地区名	受益面積	採択目標年度	実施状況
浅舞東部	226.0ha	令和10年度以降	・推進委員会及び法人設立勉強会の開催
下鍋倉	170.0ha	令和10年度以降	・推進委員会及び地元説明会並びに法人設立勉強会の開催
四ツ屋東	20.0ha	令和10年度以降	・定額事業実施ほ場が多数の為、制限期間後(8年)の採択検討
福島	21.5ha	令和10年度以降	・定額事業実施ほ場が多数の為、制限期間後(8年)の採択検討
十五野新田	150.0ha	令和10年度以降	・地区設定及び事業実施に向けての推進体制の整備
桑ノ木	113.8ha	令和10年度以降	・地区設定及び事業実施に向けての推進体制の整備

令和5年度 農地耕作条件改善事業(定額)の実施状況

1. 雄物川筋第14期地区 (R4・R5 繰越)

事業量(工種)	事業費(千円)	工期	付記
区画拡大 58.08ha・暗渠排水 40.32ha 湧水処理 1,960m	137,009	R4.9.22 ~ R5.11.30	3 工区 2 業者

2. 雄物川筋第15期地区 (R5 当初)

区画拡大 69.02ha・暗渠排水 48.69ha 用水路更新 170m	227,177	R5.9.22 ~ R6.3.22 (繰越予定)	3 工区 2 業者
---	---------	--------------------------	--------------

実施に向けてのお知らせ事項

※事業実施に伴い、実績による工事負担金と事務費負担金(交付金の1%を地積割)が発生します。

※ほ場、用排水路、集積状況により、工事が行えない場合があります。

※農地の区画拡大、暗渠排水等、農地耕作条件の改善に関する要望を随時、申込書により受付しております。





多面的機能支払交付金事業

高めよう 地域協働の力!

広がる地域協働～コミュニティ強化



事務受託組織数：20 組織
 交付対象面積：7,137 ha
 交付金額：340,104 千円

活動組織における農地・水路・農道などの施設の保安全管理や植栽活動による景観形成、伝統文化の伝承活動等が実施されることで地域協働の輪が広がり、農村景観の保全と地域コミュニティの強化に大きな成果が得られています。
 更なる地域資源の保全向上等活動の円滑な推進のために、当土地改良区は、活動組織との連携及びサポート（事務・技術）の強化に努めています。
 資源保全活動において、不明なこと・困っていることがありましたらご相談下さい。

**** 活動組織の取組事例を紹介します ****

草刈作業



水路泥上げ作業



植栽活動



清掃活動



伝統文化の伝承



～～活動における安全管理の徹底について～～

組織活動中の草刈作業等の事故が報告されています。
 安全管理を徹底した活動を行うようお願いいたします。
 事務受託組織の活動中にケガなどをされた場合は、
 すぐに事務局に連絡をお願いいたします。
 (万が一に備え、各組織で活動保険に加入しています。)



任期満了に伴う総代総選挙について

当土地改良区総代の任期満了（令和6年7月14日）に伴う総選挙が、今年6月に執行されます。なお、土地改良法の改正により選挙に関わる事務手続き（立候補届の受付など）は全て土地改良区で行うこととなります。

定款第13条に定められた総代の定数は89人であり、各選挙区において選挙すべき総代の定数及び投票区は下記のとおりに定めております。

選挙区	総代数	投票区	選挙区	総代数	投票区
第1区 横手地区	4人	旭投票区	第5区 平鹿地区	27人	浅舞投票区
		栄投票区			樽見内投票区
第2区 湯沢地区	5人	岩崎投票区			吉田投票区
第3区 増田地区	5人	増田投票区	第6区 雄物川地区	17人	醍醐投票区
		十文字投票区			里見投票区
第4区 十文字地区	17人	三重投票区			第7区 大雄及び大仙地区
		植田投票区	福地投票区		
		睦合投票区	館合投票区		
			阿気投票区		
					田根森投票区

- 組合員の資格に交替がある場合（売買、死亡、経営移譲等）には、土地改良区に届出願います。尚、届出には印鑑が必要です。
- 選挙人の所属選挙区は、組合員の受益地の所在地であり、受益地が二つ以上の選挙区にあるときは、当該選挙人がその一つを指定し土地改良区に届け出た土地の所在地とします。尚、届け出が無いときは、土地改良区が指定した土地の所在地とします。
- 総代の選挙権は、土地改良法施行令に基づき組合員1人1票です。
- 総代は、成人の組合員でなければ立候補できません。

所有者不明土地の発生を予防する方策について （不動産登記法の改正）



相続登記の申請が、令和6年4月1日より義務化されます。なお、登記手続きの負担を軽減するために、様々な制度が新設されておりますので、法務局や司法書士等へのご相談をお勧めします。

① 相続登記の申請を義務化 R6. 4.1 施行

- 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から**3年以内**に相続登記の申請をすることが義務化されます。
- 施行日前の相続**でも、未登記であれば、**義務化の対象**（3年間の猶予期間あり）
- 「**正当な理由**」がないのに申請を怠った時は、10万円以下の**過料の適用対象**
- 国民向けに新制度の運用方針を明らかにした「**相続登記の申請義務の施行に向けたマスタープラン**」を令和5年3月に公表されています。

② 登記名義人の死亡等の事実の公示 R8. 4.1 施行

- 登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から死亡等の情報を取得し、職権で登記に表示されます。（符号で表示）
⇒**登記で登記名義人の死亡の有無の確認が可能になります。**

～ 土地改良区からのお知らせ～

こんな時は必ず土地改良区に届出をお願いします！

◎組合員・准組合員資格に異動があった場合

- ★農地の売買、交換、貸借権の締結及び解約
- ★組合員または准組合員の方が亡くなられた時、住所を変更されたとき
- ★法人が組合員の場合は、代表者の交替、解散、住所を変更されたとき
- ★組合員が准組合員と分担している賦課金の分担方法に変更があったとき

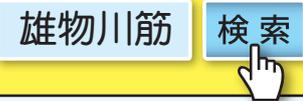
「組合員資格得喪通知書」の提出をお願い致します！



◎賦課金等の支払いは便利な自動口座振替で！

【口座振替取扱金融機関】 ◆JA秋田ふるさと ◆JA秋田おぼこ ◆JAこまち ◆北都銀行 ◆秋田銀行
※希望される方は、当土地改良区(総務課 賦課徴収係)にお問い合わせ下さい。

「組合員資格得喪通知書」及び「口座振替依頼書」に関する書類は、**雄物川筋** 当区ホームページからダウンロード可能です。



◎農地転用による地区除外をする場合

★農地転用(公共用地買収も含む)を希望される場合は、農地転用に関して農地法等で定められた手続き及び許可要件がありますので、先ず市の農業委員会等行政機関にご相談の上、土地改良区への手続きを行って下さい。

※農地転用許可に関する制限

土地改良事業(国庫補助事業)の対象農地につきましては、**当該事業の完了公告後8年間**は、国が定めた許可制限があります。

当改良区受益地の大部分は、国営平鹿平野地区事業(完了地区)により、この制限に該当します。

また、現在実施中の国営事業(横手西部地区・成瀬皆瀬地区)県営事業等については、完了公告がなされると以降8年間同様の制限となります。具体的な転用計画がある場合は、実施中の事業完了前に土地改良区へご相談下さい。

※土地改良区受益地が非農用地になった場合

農業委員会による農地パトロール等の調査結果から**農用地が非農用地**となるケースが見受けられる様になりました。そうなった場合は、**地区除外の手続きと地区除外決済金の納入が必要**となりますので、**必ず届出**をお願いします。ただ、農地を守る事は、集落や地域の崩壊を防ぐ事に繋がりますので、個人だけの責任ではなく、地域でも農地の見守りをお願いします。

【届出先：総務課 賦課徴収係】

◎土地改良区管理施設を使用する場合

- ★合併浄化槽や雨水排水等を水路へ流す場合・・・排水放流許可申請書
- ★農道や水路へ進入路等の施設を設置する場合・・・他目的使用及び改築追加工事申請書
- ※無断使用が判明した場合は、**設置者において撤去していただくことになります。** 【届出先：管理課 水利整備係】



◆手続き等のお問い合わせは、当土地改良区までご連絡下さい。☎0182-32-2244(総務課 賦課徴収係・管理課 水利整備係)

滞納賦課金の対応について

厳しい農業情勢の中、ほとんどの組合員の方から期限内に賦課金を納入していただいておりますが、**たび重なる催告にもかかわらず、納入いただけない方**に対しましては、**やむを得ず、財産の差押、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。**【土地改良法第39条】
納期限まで納めることの出来ない事情がある場合は、**前もって総務課：賦課徴収係までご相談ください。**

土地原簿の修正について

賦課金の基準となる**土地原簿**につきましては、国土調査の成果や登記内容の変更等を確認し、**順次修正**を行っております。
来年度賦課対象となる**土地明細**を確認したい方は、賦課徴収係までご連絡願います。

令和5年度 秋田県土地改良功労表彰 会長表彰 千田 順郎 理事 (十文字町 上鍋倉)

11月5日開催の「令和5年度秋田県土地改良事業推進大会」において、永年にわたる土地改良区の運営と土地改良事業の推進に尽力されたことが評され、この度秋田県土地改良功労表彰会長表彰を受賞されました。

